

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：高知県
農業委員会名：黒潮町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	広報誌及びホームページで周知している。
改善措置	-
周知していない場合、その理由	-

(2) 総会等の議事録の作製

作製している 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約7日間
改善措置	-

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	-
------	---

(4) 議事録の公表

公表している 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局(本庁)に備え受けで閲覧に供している。
改善措置	-

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 26 件、うち許可 26 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付時に事務局で、申請者に対して営農状況等を確認し事務局職員で現況地査をしている。又、地区担当委員が、現地調査と権利取得者に対して、営農状況について聞き取りをして確認している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	26 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
審議結果等の公表	実施状況	議事録閲覧で公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20 日	処理期間(平均)	17 日
	是正措置	-			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 11 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局職員による書類審査と事務局職員と地区担当委員が現地調査し、申請内容の確実性と転用による周辺農地への影響の有無について確認している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき申請内容と現地調査の概要を事務局で説明し、地区担当委員が補足説明を行って総合的に判断している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて詳細に記載し閲覧で公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20 日	処理期間(平均)	17 日
	是正措置	-			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		6 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		6 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由	-	
	対応方針	-	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	-	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数	284 件	公表時期 平成 28 年 3 月
		ホームページに掲載。		
	是正措置	-		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	26 件	取りまとめ時期 平成 28 年 1 月
		-		
	是正措置	ホームページ及び農業委員会関連記事と同時に掲載する。		
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	861 ha	整備方法 随時補正する。
		データ更新:農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等を毎月更新している。		
	是正措置	利用状況調査結果、固定資産台帳との照合をする。		

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし。
農地転用に関する事務	意見等なし。
農業生産法人からの報告への対応	意見なし。
情報の提供等	意見なし。
その他法令事務に関するもの	意見なし。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	861 ha	60 ha	7.00%
課 題	1 農地利用状況調査の実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。 2 耕作放棄地の解消にあたっては、それを引き受けてくれる耕作者の確保と収入につながる作付作物の選定が大きな課題である。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
2 ha	2.0 ha	100%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		9月～11月	22 人	1月～3月	
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録 2 管内全域を農業委員数の21地区に区切り、地区担当委員及び事務局で調査を実施 3 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査			
遊休農地への指導	実施時期:1月～3月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		9月～12月	22 人	1月～3月	
	調査方法	・管内全域を農業委員数の21地区に区切り、地区担当委員及び事務局とで調査を実施 ・農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域を調査			
	遊休農地への指導	実施時期:11月～12月			
		指導件数: 0件	指導面積: 0 ha	指導対象者: 0 人	
	遊休農地である旨の通知	件数: 0件		対象者: 0人	
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人		
その他の取組状況	農業委員により、農地パトロールを実施。				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	遊休農地の所有者等への指導が確実に進んでおり、目標としては妥当。
活動に対する評価の案	遊休農地の所有者への指導は確実に進展遊休農地解消への理解が進みつつある。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	「意見なし」
活動の評価案に対する意見等	「意見なし」

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標は達成できなかったが、遊休農地の所有者等への指導が確実に進んでおり、目標としては妥当。
活動に対する評価	遊休農地の所有者への指導は確実に進展遊休農地解消への理解が進みつつある。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	農家数	717戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	140戸	123経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	6法人			
課 題	町内の農業者は人口減と高齢化にあるため、個別経営体に限らず集落営農組織の育成も必要				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2経営	0法人	0団体
実 績 ②	4経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	200.00%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	一定の経営規模を持つ農業者の情報収集を行い、担い手育成総合支援協議会と連携し認定の推進活動を実施する。	-	-
活動実績	認定農業者候補者に対する説明会を開催。認定農業者の期間満了者の再認定を推進。	-	-

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	説明会や個別訪問を継続したが、目標が過大であったため達成できなかった。	-	-
活動に対する評価の案	普及の取組は計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。	-	-

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	「意見なし」
活動の評価案に対する意見等	「意見なし」

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	説明会や個別訪問を継続したが、目標が過大であったため達成できなかった。	-	-
活動に対する評価	普及の取組は計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。	-	-

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	861ha	213ha	24.74%
課 題	作業条件の良好なほ場整備地では集積が進んでいるが、農業者の高齢化も進んでいくので、若い担い手や農業生産法人等への集積など長期間安定した農業生産が出来るようにしていく必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
2 ha	2 ha	100%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員の日常活動として農地の利用集積に向けた幹旋活動を実施し、利用権の設定に結び付けていく。
活動実績	農業生産法人への長期間の利用権設定を実施。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農業委員の日常活動として農地の利用集積に向けた幹旋活動を実施し、利用権の設定に結び付けていくことに効果があった。
活動に対する評価の案	農業生産法人への長期間の利用権設定の実施を評価する。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	「意見なし」
活動の評価案に対する意見等	「意見なし」

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	農業委員の日常活動として農地の利用集積に向けた幹旋活動を実施し、利用権の設定に結び付けていくことに効果があった。
活動に対する評価	農業生産法人への長期間の利用権設定の実施を評価する。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	861 ha	0	0.00%
課 題	地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	随時農業委員による農地の監視を行い、違反転用行為の早期発見に努める。
活動実績	広報誌で住民に対し農地転用制度の周知及び違反転用が犯罪である旨を周知

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、妥当なものと考えらる
活動に対する評価の案	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、妥当なものと考えらる

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	「意見なし」
活動の評価案に対する意見等	「意見なし」

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、妥当なものと考えらる
活動に対する評価結果	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、妥当なものと考えらる

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。